

グリーンフォレスト訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（目的）

第1条 グリーンフォレスト株式会社が開設するグリーンフォレスト訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めたと高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、24時間体制でステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう目標を設定し、計画的に支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、目標を設定し、警句的に利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6 前各項のほか、「相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年相模原市条例第13号）」第4条及び第45条に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び相模原市暴力団排除条例(平成24年)規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グリーンフォレスト訪問看護ステーション
- ② 所在地 相模原市緑区東橋本 3-16-8-601

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 看護師1名(常勤職員、看護職員と兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治の医師との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行い、自らも事業の提供に当たる。

- ② 看護職員等 看護師4名(常勤職員1名(管理者と兼務)、常勤職員2名(専従)、非常勤職員1名)
理学療法士1名(常勤職員1名(兼務))
作業療法士2名(常勤職員2名(兼務))

看護師等(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護師等は、主治の医師の指示に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第6条 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日とする。但し祝日と12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 但し、上記以外の曜日、時間でも緊急時訪問看護加算契約の利用者やその家族からの相談や連絡、緊急時の訪問については24時間、365日対応する。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清潔・食事・排泄等の日常生活の援助
- 3 リハビリテーション
- 4 褥創の予防・処置
- 5 終末期のケア
- 6 精神・心理面の援助
- 7 カテーテル等の管理
- 8 療養生活や介助方法の指導
- 9 その他医師の指示による医療的処置

(利用料等)

第8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 死後の処置料は、20,000円(税込)とする。
- 3 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域

相模原市緑区、相模原市中央区、愛甲郡愛川町、八王子市みなみ野、町田市相原

上記の区域とする。

(衛生管理等)

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 看護職員等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 看護師等が午後5時30分から翌午前8時30分に電話対応を行ったときに訪問の必要性があれば訪問し、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じる。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、内容を記録に残すものとする。
- 4 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。また、内容を記録に残すものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知
- ② 虐待の防止のための指針を整備
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

⑥ 前五号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。

5 事業所は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。

① サービス開始時における主治の医師による指示の文書については、そのサービスを提供した日

② 訪問看護計画書については、計画の完了の日

③ 訪問看護報告書については、そのサービスを提供した日

④ 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日

⑤ 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日

⑥ 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日

⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日

この規程は、令和6年8月1日から施行する。